

社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 備品貸出要綱

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品の貸し出しを行うことで、地域福祉活動や公益的な活動が促進されることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出を行う備品は別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 本会団体会員
- (2) 行政機関
- (3) その他会長が必要と認めた者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものには貸し出しをしない。

- (1) 営利を目的とした営業
- (2) 個人的な使用に用いる場合
- (3) 特定の政党の利害に関する事業
- (4) 特定の教派、教団若しくは宗教を支援する事業
- (5) その他公益を害すると認められる事業

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、1週間までを原則とし、必要に応じ最大1ヶ月までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

(申請)

第5条 備品の貸出を受けようとする者は、備品借用許可申請書(様式1)を本会に提出するものとする。

(毀損、滅失)

第6条 使用者が備品を毀損又は滅失した場合は、本会に速やかに届け出るとともに、これを原形に復し返還するものとする。

(貸出停止)

第7条 会長は、備品の貸出を受けるものが、次の一つに該当した場合は貸出を停止、拒否することができる。

- (1) 備品を目的以外に使用したとき
- (2) 貸出期間を過ぎても返還しなかったとき
- (3) 備品を転貸し、又はそのおそれがあるとき

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(第1条：目的の内容変更 第3条：貸出をしない対象を追加 第5条：利用料の規定を削除)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 【別表】

臼	杵
ポップコーン製造機	綿あめ製造機
高齢者疑似体験シュミレーションセット	災害避難用おんぶ紐
木製パネル（足セット）	ステンレス製パネル（足セット）
テント	ステンレス製パイプ椅子
アルミ製パイプ椅子	長机
プロジェクター	マイクアンプ
スクリーン	CDラジカセ
DVD+ビデオデッキ	ビデオカメラ
カセットボンベ式発電機	コーヒーメーカー
誘導棒	拡声器
ストラックナイン	延長コードリール
炊飯器	

## 備品借用許可申請書

年 月 日

清瀬市社会福祉協議会  
会長 殿

申請者

団体名 及び申込者名	(団体名)  ( 申 込 者 名 ) ⑩
所在地 及び連絡先	(所在地) 〒  (連絡先)  ※必ず連絡の取れる電話番号を記入ください

下記の備品を借用したく申請いたします。

記

借用備品名	
数 量	
使用目的	
借用期間	

※備品の借用にあたっては慎重に取り扱い、損傷並びに紛失した場合は、修理もしくは同等品を持って弁償いたします。